

身体障害者手帳の様式が変わります

令和4年4月から、身体障害者手帳の「障害名」欄や住所記載欄の位置等が変更になります（記載内容は変わりません）。

なお、すでに身体障害者手帳をお持ちの方におかれましては、令和4年4月以降もお手持ちの身体障害者手帳を引き続きお使いいただけます。

＜変更前＞

本人の欄	保護者の欄	障害名	身体障害者手帳
本籍	氏名	障害名	名古屋市 第XXXXX号 1級
現住所	統柄	変形性関節症による右膝関節橈髄全摘(4級) 変形性関節症による右下肢短縮5cm以上(5級) 変形性関節症による左膝関節人工関節置換術施行(4級) 心臓弁疾症により自己の身辺の日常生活活動が著しく制限される心臓疾患障害(1級)	身体障害者手帳 昭和48年5月29日交付 平成30年2月28日再交付 氏名 名古屋 太郎 生年月日 昭和X年X月X日生 名古屋市
名古屋市X区XXのX 1-2-3	現住所	保護者となりた年月日 年 月 日	昭和48年5月29日交付 平成30年2月28日再交付 氏名 名古屋 太郎 生年月日 昭和X年X月X日生 名古屋市
福祉事務所の長 又は町村長の印	福祉事務所の長 又は町村長の印	福祉事務所の長 又は町村長の印	名古屋市 第XXXXX号 1級

＜変更後＞

障害名	保護者の欄	本人の欄	身体障害者手帳
変形性関節症による右膝関節橈髄全摘(4級) 変形性関節症による右下肢短縮5cm以上(5級) 変形性関節症による左膝関節人工関節置換術施行(4級) 心臓弁疾症により自己の身辺の日常生活活動が著しく制限される心臓疾患障害(1級)	氏名 統柄 現住所 保護者となりた年月日 年 月 日	本籍 現住所 名古屋市X区XXのX 1-2-3	名古屋市 第XXXXX号 1級
	福祉事務所の長 又は町村長の印	福祉事務所の長 又は町村長の印	身体障害者手帳 昭和48年5月29日交付 平成30年2月28日再交付 氏名 名古屋 太郎 生年月日 昭和X年X月X日生 名古屋市

令和4年4月以降に、変更後の様式で身体障害者手帳の再発行を希望される場合は、区役所福祉課又は支所区民福祉課で再発行の手続きを行ってください。再発行までには1か月半程度かかります。

再交付の申請には、次の①～③の書類が必要です。

- ①現在お持ちの身体障害者手帳
- ②写真（縦4cm×横3cm。上半身が写っており、1年以内に撮影されたもの。
帽子（宗教的・医療的理由を除く）・サングラスは不可）
- ③申請書（受付窓口に備え付けてあります）

裏面につづく

【名古屋市】

【お問い合わせ先・申請窓口】

各区福祉課・支所区民福祉課連絡先一覧（市外局番052）

区・支所	電話番号	FAX 番号
千種区福祉課	753-1844	751-3120
東区福祉課	934-1182	936-4303
北区福祉課	917-6516	914-2100
楠支所区民福祉課	901-2274	901-2271
西区福祉課	523-4585	521-0067
山田支所区民福祉課	501-4977	504-7409
中村区福祉課	453-5368	453-8232
中区福祉課	265-2322	241-6986
昭和区福祉課	735-3893	731-8900
瑞穂区福祉課	852-9384	851-1350
熱田区福祉課	683-9917	682-0346
中川区福祉課	363-4403	352-7824
富田支所区民福祉課	301-8378	301-8661
港区福祉課	654-9718	651-1190
南陽支所区民福祉課	301-8348	301-8411
南区福祉課	823-9392	811-6366
守山区福祉課	796-4584	793-1451
志段味支所区民福祉課	736-2193	736-4670
緑区福祉課	625-3956	621-6841
徳重支所区民福祉課	875-2207	875-2215
名東区福祉課	778-3092	774-2781
天白区福祉課	807-3882	802-9726